⑷　端末数をｎとした場合、被検機器一台当りの送出レベルが、最大レベルのｎ分の一の送信レベルとなるように減衰器ｕを調整する。

⑸　スペクトル分析器のＲＢＷをデジタル変調波のシンボルレートの百分の一以下の値に、ＶＢＷをＲＢＷの三十分の一以下の値に設定し、そのレベルは最大値固定表示、その単位はdBmV／Hz又はdBμV／Hzとする。

⑹　被検機器の上り信号の中心周波数のレベルを測定し、測定値Lmに対して次の帯域換算方法により送信電力を計算する。なお、ｎは⑷で述べた端末数とする。

ア　（送信電力［dBmV］）＝（Lm［dBmV／Hz］）＋10log（変調信号のナイキスト帯域幅［Hz］）＋（分配器の損失［dB］）＋10log（ｎ）

イ　（送信電力［dBμV］）＝（Lm［dBμV／Hz］）＋10log（変調信号のナイキスト帯域幅［Hz］）＋（分配器の損失［dB］）＋10log（ｎ）

八　アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

1　測定用機器は、次のとおりとする。

㈠　ＣＭＴＳ

㈡　減衰器

㈢　分波器

㈣　基準器（1,500Hzかつ０dBmの基準信号を発生し、インターネットプロトコル電話網に接続され、デジタル音声データを送信できる機能を有するもの）

㈤　擬似交換機

㈥　Ｄ／Ａ変換器

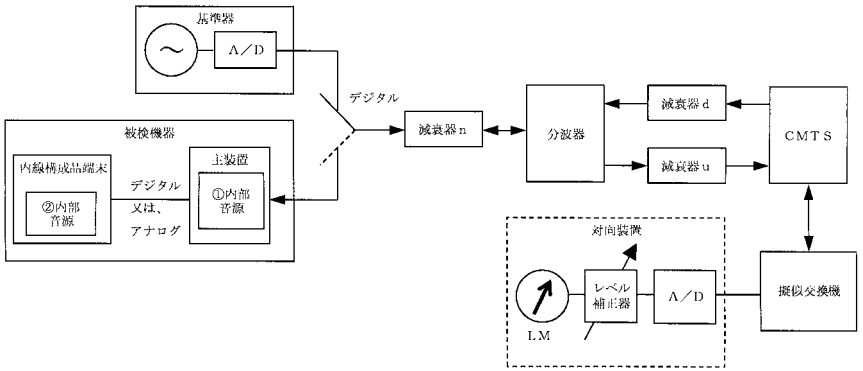
㈦　レベル補正器（アナログ信号をレベル調整する機能を有するもの）

㈧　レベル計（600Ω終端で電力レベルが測定できるもの）

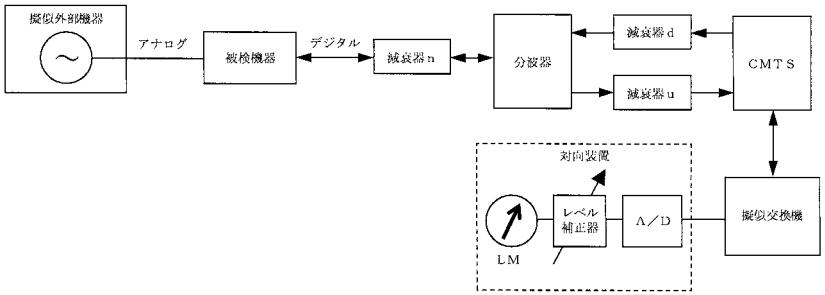
㈨　擬似外部機器（1,500Hzかつ０dBmの基準信号を発生し、被検機器の外部インタフェースに接続され、アナログ電話端末と通信が可能なもの（外部インタフェース種類ごとに異なる。））

2　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

㈠　被検機器内部音源測定回路



㈡　外部インタフェースがある場合の測定回路



3　測定手順は、次のとおりとする。

㈠　平均レベルの測定について、測定帯域はアナログ電話端末の音声帯域である300Hzから４kHzまでの帯域とし、測定時間は最大レベルを含む３秒間とする。ただし、データ通信信号など連続した信号のみの場合にあっては、測定時間は0.3秒間とすることができ、測定値はその平均値とする。

㈡　２の測定回路ブロック図に示すように適切な同軸ケーブル及びコネクタ並びに減衰器及び分波器による擬似線路を使用し、ＣＭＴＳ対向によりＣＭＴＳとの認証を確立する。

㈢　第一項３㈡及び㈢の調整を行う。

㈣　前準備（レベル補正）

⑴　基準器と対向装置を通話状態とし、基準器の発振器から1,500Hzかつ０dBmの信号を送出する。

⑵　レベル計の測定値が０dBmとなるようにレベル補正器を調整する。

⑶　㈤及び㈥の測定前には必ずレベル補正を行う。

㈤　内部音源の測定

⑴　被検機器と対向装置を通話状態とし、被検機器から対向装置へ内部音源の信号を送出し、レベル計でレベルを測定する。

⑵　内線構成品を含むすべての内部音源について測定を行う。

㈥　外部インタフェースの測定

⑴　被検機器を介して擬似外部機器と対向装置を通話状態とし、擬似外部機器から対向装置へ1,500Hzかつ０dBmの信号を送出し、レベル計でレベルを測定する。

⑵　アナログ電話端末と通信可能なすべての外部インタフェースについて測定を行う。

○総務省告示第九十一号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第二十条の二第一項の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月二十二日　総務大臣　片山　善博

第二条の表一の項中「（端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第二条第二項第八号に規定する総合デジタル通信用設備をいう。）」を削る。

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十三年三月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍